

## 文書館臨時休館について

文書館は、館内燻蒸(害虫駆除)実施のため、下記のとおり臨時休館となります。

○臨時休館日 7月10日(火)～7月15日(日)

問 常陸大宮市文書館 ☎52-0571

## 道路上に張り出している樹木伐採のお願い

木々の枝が繁茂する季節となり、沿道の樹木の枝が歩道・車道へと張り出している箇所が見られます。

張り出した枝等により事故が生じた場合には、樹木所有者の責任となります。

道路上空への枝のはみ出しや立ち枯れ木・折れ枝の道路への倒木、竹林等の繁茂による道路への張り出しなどが見られる土地の所有者の皆さんは、個人の管理・責任のもと、枝払い・伐採等の処置をとられますようお願いいたします。

問【国・県道】

茨城県常陸大宮土木事務所道路管理課

☎52-3152

【市道】

本庁 土木建設課用地・管理G ☎55-8074

## 介護保険について

○介護保険負担割合証について

「介護保険負担割合証」は平成30年7月31日で有効期限が終了となります。

8月1日から使用する新しいものについては、7月下旬に郵送しますので、介護サービスを利用するときは、必ず介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者や施設にご提示ください。

平成30年8月から、本人の合計所得金額が220万円以上の方で、同じ世帯にいる65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額が単身の場合340万円以上、また2人以上世帯の場合463万円以上の方は、サービスを利用した時の自己負担額が3割になります。

○介護保険負担限度額認定の申請について

施設サービスの食費と部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については負担軽減を行っています。現在お持ちの「負担限度額認定証」の有効期限は平成30年7月31日までとなっていますので、8月1日以降の認定申請がお済みでない方は、8月31日までに手続きをお願いします(該当している方には6月上旬に通知しています)。

※平成27年度から、対象者の条件が変わりました。

- ・世帯分離している配偶者の所得も判断材料とします。
- ・預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であること。
- ・区分の決定にあたり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として算定します。

問 本庁 長寿福祉課介護保険G

☎52-1111 内線173

## ウェルカムボードで記念写真を撮りませんか

本庁1階の市民課前に、記念撮影が自由にできるウェルカムボードを設置しています。

このウェルカムボードは、記念に残る結婚やお子さんの誕生をお祝いし、常陸大宮市の豊かな自然に育まれたバラや桜の花々、市マスコットキャラクター“ひたまる”などが描かれたボードを背景に撮影できるものです。設置後、婚姻届や出生届などの手続きの際に、多くの方に撮影していただいています。

市マスコットキャラクター“ひたまる”のぬいぐるみを抱いての写真撮影も好評です。

お持ちになられたカメラ等で撮影ができますので、総合案内または市民課職員にお気軽に声をかけください。

問 本庁 市民課市民G ☎52-1111 内線105

## 上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いに口座振替を利用すると、振替日に指定口座から自動的に料金が納入されます。支払いに行く手間や払い忘れもなく、大変便利です。

ぜひ、便利で安心な口座振替をご利用ください。

なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合、再振替は行っていませんのでご注意ください。

○振替日

・毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)

※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1～2か月は、納付書でお支払いください。

○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申し込みください。

- ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・茨城県信用組合
- ・東日本銀行 ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫 ・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫 ・ゆうちょ銀行、郵便局

○申し込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの
- ・通帳の届出印
- ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関及び水道お客さまセンター・各支所にあります。

問 水道お客さまセンター ☎52-0427